

専決処分書

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年4月24日

伊丹市長 藤原 保 幸

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和 2 年伊丹市条例第 2 5 号）

伊丹市自転車駐車場条例（昭和 5 8 年伊丹市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により学校が休業となったことに伴う定期駐車料の返還等の特例）

- 3 市長は、第 1 1 条第 1 項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校をいう。以下同じ。）が休業したことにより、学校に通学するために定期駐車券の発行を受けた者が、その目的で駐車場を使用できなかつた場合には、その者からの届出により、第 8 条第 3 項により納付を受けた定期駐車料の全部または一部を規則で定めるところにより返還することができる。
- 4 前項の規定により定期駐車料を返還するときは、第 1 1 条第 2 項の規定による手数料は徴収しないものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市自転車駐車場条例付則第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 2 年 3 月から規則で定める月までの間に通用期間の全部又は一部が含まれる定期駐車券について適用する。